

大学入試制度の歴史と教訓

佐々木 亨

一 現代日本の大学入試制度

現代日本の大学入学者選抜制度には、以下のような特徴がみられる。

第一に、中等教育である高校教育が制度的にも実態的にも広範に大衆化しており、そのすべての卒業者に平等に、全国いずれの大学・短大にたいしても入学資格（実質的には受験資格）を与えていること、第二に、大学は学部さらには学科ごとに入学定員を定めており、学力検査を中心とした方法により、その定員ごとに入学者を選抜していることである。換言すれば、わが国の大学入学者選抜は競争試験の性格を強く

もっているわけである。第二のような特徴が生まれるのは、西欧の一部の国にみられる大学間の移動の自由がわが国では認められていないからである。なお、選抜の方法としては、最近では学力検査のほかに推薦入学制度を活用する大学もふえており、一九八三年度の入学者のうちこの方法で四年制大学に入学したものの比率は、国立大二割、公立大五割、私立大二八割である。第三に、一九七九年以降には、国公立大学では、①受験の機会は特別の措置をとっている一部の大学を除くと一回しかなく、②学力検査の一部が、出題内容が同一の共通試験になっていることが指摘される。換言すれば、私立大学は互いに入試期日をずらしているので、受験生には私立大学については、複数の大学・学部を受験する機会が与えら

れている。

臨教審の第一次答申（八五・六・二六）は右の指摘に関連していえば、第一に、学力検査の共通性を私立大学の入学者選抜にたいしても拡張しようとしていること、第二に、六年制中等学校の創設や三年制専修学校卒業者に大学入学資格を授与する制度を設け、中等教育制度に格差構造を設けようとしていること、などの特徴をもっている。

近年の例をみると、受験者総数は九十万人前後で入学者は六十万人程度、つまり平均的な競争率は一・五倍程度である。実際には、大学間・学部間に種々な意味での格差があるために競争は一樣ではなく、特定の大学・学部をめざして厳しい受験競争が展開されている。臨教審の改革構想の最も重要な特徴は、この格差是正のためには何一つしない、選抜方法の面だけに手をつけ、共通テストの導入によってむしろ競争を激化しようとしている点にある。

二 入学者選抜の方法

大学入学者選抜には、種々な方法が活用されてきた。本稿では、旧制については大学のみでなく、高校・専門学校を含めて、大学入学者選抜の方法の歴史的経緯について考えてみたい。

大学入学者選抜に活用されてきた資料としては、学力検査の成績、出身学校長の調査書、口頭試問、身体検査、出身学校長等の推薦がある。実際には、推薦入学など特殊な場合を

除くと、学力検査の成績に圧倒的な比重を与えてきたのが、大学入学者選抜の特徴である（戦後の公立高校の入学者選抜でも活用される資料は似たようなものであるが、この場合には、学力検査の成績と出身中学校長の調査書とにほぼ対等の重みが与えられているのがふつうである）。選抜に活用する尺度の多様化が叫ばれたりする理由もここにある。また大学入学者選抜制度を大学入試制度と呼ぶ慣習が一般化し、大学入試制度改革というときに学力検査の科目や水準の問題に議論が集中する理由もここにある。大学側が学力検査の結果を重視してきた背景に、これは入学後に必要とされる学力の有無を検査し易いだけでなく、他のどんな方法よりも公正だとみなす考え方があったことはいままでもない。

なおわが国では、アメリカなどと違って、文部省が出題したことがある一時期の旧制高校入試などを別とすると、大学の機関が実施する学力検査の結果を入学者選抜に活用した例はない。文部省は一九六〇年代に、能力開発研究所の実施する能研テストの結果を利用させようとして失敗した。この経緯にこりて国大協を前面に押し立てた共通第一次試験が制度化されたことは周知のところである。臨教審のいう共通テストは新しい試みであるが、実現すれば能研テストの再版となる可能性が大きい。

口頭試問は、敗戦後の一九四七年以来、思想差別に利用されたことへの反省と公平さにたいする疑問がだされた結果、語学試験の目的以外はほぼ全面的に禁止されてきたが、一九六〇年代後半くらいから、評定尺度多様化の一環として復活

している。

選抜の方法としては種々な方法が研究され、実施されてきた。

(一) 学力検査の科目をどうするかは、いまもそうであるが、歴史的にもつねに難題の一つであった。旧制高校では、単独選抜の場合でも、一九二八―三一の四年を除くと、少なくとも文科、理科のそれぞれで統一していた。国語及び漢文、外国語、数学はつねに固定され、理科では理系の科目がないし二、文科では現代風にいえば社会科学に属する科目がないし二科目課された。一九〇七年頃までは現代風に数えると五教科七ないし八科目で、一九〇八年頃から四教科ないし七科目となり、一九三〇年代には四教科五科目程度となった。実際に軽減されるかどうかは別として、受験生の負担軽減を理由として、少しずつ削減されてきたのである。ただし、学力検査科目はすべて中学校の必修科目であり、受験生が選択する余地は、外国語を除くと全くなかった。

専門学校入試の学力検査科目は、大戦末の一時期を除くとつねに学校ごとに定められたが、全体としては高校以上に科目数減少の傾向が著しかった。専門学校入試の特色の一つは、高等商業の全部と高等工業、高等農業の一部が、実業学校出身者にたいして一部の科目を実業科目で受験することを認めていたことである。

新制高校は、教科・科目に関して選択制を採用している。したがって高校教育を尊重し高校教育に悪影響を与えない

めには、大学入試の学力検査の教科・科目について受験生の選択を認めるべきだとされている。これは旧学制下の入試と決定的に異なる点の一つであり、同時に今日の大学入試制度を複雑にしている理由の一つでもある。

(二) 同じ性格の学校、同じ専攻の学校が複数存在する場合に、入試期日をどうするかはつねに難題の一つであった。

(三) 旧制高校では、学力検査科目や試験期日を統一するだけでなく、出題をも統一した共通試験制を何年にもわたって実施した。この(二)、(三)については別項で述べる。

(四) 試験場。現在、私立大学では学力検査を本校以外の都市で実施する場合が多いが、国立大学では信州大学経済学部など極めて僅かな例しかない。旧制高校も、極めて僅かな事例を除き、本校以外に試験場を設定したことはなかった。これにたいし、官立の実業専門学校では、本校以外のしばしば複数の都市に試験場を設けるのはふつうのことと、本校でしか試験をしないのはむしろ少数派であった。教育の機会を拡げるといふ趣旨だけでなく、ひろく人材を求めるための努力でもあったことはいままでもない。

(五) 旧学制のもとでは、学力検査と口頭試問による選抜を試験検定入試、出身学校長の調査書と口頭試問とによる選抜を無試験検定入試と称することが多かった。旧制高校では、一九一〇年から一八年まで(一高、三高は一三年まで)入学定員の一部について無試験検定入試を実施したことがあった。官立実業専門学校では、無試験検定入試を併用する学校

の方が多く、とくに一九二八年以降は大部分の学校が併用した。盛岡高等農林〔岩手大農学部の前身〕、横浜高等工業〔横浜国大工学部の前身〕のように、一時期、試験検定入試を全廃した学校もあった。無試験検定入試の出願資格は多様であったが、ふつうは、同一校に最終の三学年以上在学し、成績が学年の上位五分の一以上、卒業試験成績上位十分の一以上の当該年度卒業（予定）者というような制限を設けていた。無試験検定による入学定員は、全入学定員の二〇割前後としていた例が多く、なかには半数以内としていた学校もあったが、入学者の実際をみるとやはり二〇割前後が多かったようである。

なお、一九二〇年代までの東京、奈良両女高師のように、出身学校長（当初は地方長官）の推挙なしには出願を認めない学校もあった。奈良女高師は一九二五年までは推挙制のみで独自の学科試験を実施しなかった。高師、女高師には一九

〇〇年まで、はじめに定員より余分に仮入学させ、入学後の成績や操行によって一部を退学させるという独特の方式を実施していた。師範学校、高等師範学校では入学者選抜に独自の面が多かったので別に詳しく研究する価値がある。

（六）旧制官立高校では、一九三八年から、第一段階として調査書と学力検査で選抜し、その合格者に口頭試問と身体検査を実施するいわゆる二段選抜の方法を採用した。

一九四五年の入学者選抜は、まず調査書で二倍程度にしぼった者につき、身体検査、口頭試問、筆記試験を課すという二段選抜の方法で実施された。

現代においても一部の国公立大学がこの種の二段選抜を実施していることはよく知られている。

三 入学試験の日程

(一) 現代の国立大学入試の特色の一つは、共通第一次試験の日程が異常に早いこと、第一次と各大学の実施する第二次試験の日程とが、あらかじめ定員の一部を留保して二次募集を行なうなどの特別な場合を除いて、唯一回の同一期日に設定されていることである。

入試期日をいつに設定するかは歴史的にもつねに難題の一つであったが、中等学校が三学期に入ったばかりの一月に設定したのは、共通第一次試験以前には、敗戦直前の一九四五年の入試だけであった。一九四八年から実施された進学適性検査の期日も早かったが、これは学力検査ではなく、進路選択の資料に活用させる目的があつたのでむしろ早める努力がなされたものであり、共通第一次試験と同じ視角で論ずるとはできない。

(二) すべての国立学校の試験期日を唯一回の同一期日に統一した例は、一九四九年以降を別とすれば、旧制の帝大・官立大の例しか知られていない。帝大・官立大は、旧制高校あるいは自己の学部の子科の卒業者を無選抜で入学させることを本旨としていたが、大学、高校ともに複数になると志願者の偏りぐあいによつては選抜は避けられなかった。そこで帝大・官立大では、第一次の願書締切期日をほぼ同じ日に統一していた。第一次に出願できるのは、東京工大、東京、広島両文理大などの一部を除き、高卒者のみで、志願者が定員を超すと選抜試験が実施されるが、その期日は学部ごとに定められ、三月上旬であることが多かった。第一次の志願者が

定員以下の場合はその者については合格とし、定員割れの部分については第二次募集が実施された。第二次募集の期日は統一がなく、学部ごとに定められたが、おおむね三月末か四月上旬であった。帝国大学のみの時代は九月十一日始期制であつたから月日は異なつたが、同じ原則で実施されてきた。

旧制高校の卒業者総数は帝大・官立大の入学者総数をやや下まわるかほぼ同じ程度であつたし、施設設備等の面で大学間に今日みられるような「格差」はなかつたから、出願期日を統一することには一定の合理性があつた。いきなり願書を出させるのでなく、一月初旬までに高卒予定者の志望調査の結果が発表され、出願先選択の指針とされた。それでも、一九二〇年代後半以降、各帝大医学部、東京帝大各学部への出願が集中するようになり、三〇年代には高卒で進学できなかつたいわゆる白線浪人が累積したのが実態であつた。

(三) 旧制中学校から進み得る学校は、高校、専門学校、高等師範、実業教員養成所等多種で多数だったので、これらの学校の入試をいつにするかは難題であつた。高等師範や高等商船などは全く別の期日を設定することが多かったので、主要には高校と官立専門学校の入試期日が問題であつた。

結果をさきにと、官立高校は、一九〇八一〇年の七高を唯一の例外として、一貫して全校の入試期日を統一していた。このため、官立専門学校の入試期日については、官立高校と重なるのか、別にするら前にするのか後にするの

か、高工・高商・高農など同種の学校は統一するの否か、等が問題になった。この種の問題は、例年、専門学校長会議で検討された。

学年が九月十一日始期制であった一九二〇年までの高校入試は、高校の学年末である七月上旬か中旬に実施された。中学校の学年末は三月末日であったから、中学校の授業には支障がなく、専門学校にとっては入試期日設定の選択幅は大きかった。

四 一九二一年から高校・大学も学年四月始期制となつたので事情は複雑になつた（なお、官立専門学校については学年の始期終期の法令上の規定はなかつたが、多くの学校は、一九一五年頃までに四月始期制に転換していた）。

官立高校は、例年、三月十八日または十七日から入試を開始した。中学校の授業への影響をできるだけ小さくする時期が選ばれたわけである。しかし、当時の中等学校入試のようにもっと遅く、三月末から始めて四月上旬にかかるように設定していたら、後世への影響も違つたものになつていたのではないか、と筆者にはおもわれる。

官立高校の入試は、一九四二年には三月一日から、四三年には三月六日から、四四年には三月一日から開始された。国立大学の入試を三月初旬に始める悪例は、こうして第二次大戦末期に開かれた。敗色濃くなつた一九四五年には一月二十三日に開始する暴挙が導入された。当時してみれば中学校上級学年は工場鉦山に動員されており、いつにしたらと

同じだったのかも知れないが、例年のように三月中旬に試験日を設定すると——旧制大学がそうだったのだが——、空爆の影響のために入試の実施自体、あるいは受験者の受験地への移動が不可能になる可能性があつたことを考えると、一月だから何とか実施できたという面はあつた。

官立学校の入試は、戦後は旧に復して三月二十日から（一九四八年のみは三月十日から）実施された。

官立専門学校の入試期日の設定方法は多様であつた。高等農業には比較的統一があり、例年、全校を二班に分け、前期は官立学校とほぼ同日に、後期は官立高校後に実施することとし、毎年前期校と後期校とが入れ替わつた。高等工業は一九二五年まではかなりの学校が官立高校と同一期日としていたが、二六年からは多少の例外はあつたものの全体としては高等農業とほぼ同じ方式をとつた。高等商業の入試期日の設定方式は多様で、一九二五年まではほぼ全校が官立高校後に実施していたが、一九二六年からは、例年官立高校にほぼ重なる学校が多くなつた。しかし例年、長崎、山口、和歌山、横浜が三月十五日から開始したり、小樽が三月下旬の官立高校後に実施するなど例外も少なくなつた。

五 戦時下の官立学校の入試期日は特異なものであつた。一九四一、四二の両年は、史上初めて官立高校と官立実業専門学校全校の入試期日が統一された。現代の国立大学方式と同じである。四三年には、官立高校は三月初旬、官立実業専門学校は全校一斉に三月下旬に、また四四年には、官立高校

は三月一日から、官立実業専門学校全校は三月十七日から実施された。

これまで述べてきた入試期日はいずれも官立学校のそれであり、公立・私立学校は独自に設定してきた。しかし一九四五年の入試は特別であった。この年の学科試験については、官立学校を各学校種別に三期に分けただけでなく、公立私立の学校もそのいずれかの期日に実施すべきものとされた。その結果、一月二十三日に始まる第一期校には、官公私立全高校、高師・女高師・帝大・官立大予科のほか、慶応・法政・日大・国学院の各予科、早稲田高等学院、公立専門学校五校、私立専門学校六校、公立女専二校、私立女専十二校が加わった。二月二十一日に始まる二期校には、官立専門学校、師範学校および青年師範学校の全部のほか、一期校となった大学を除く私立大学の予科全校、公立専門学校二十校、私立専門学校三十一校、公立女専十校、私立女専三十四校が加わった。三月二十三日に始まる三期校は、官立実業教員養成所のうち二期校となった五校を除く十校であった。

官立学校のみならず公立私立の学校の入試期日も公権力をもって官立学校のそれに合流させたわけで、ここには敗戦末期の特異な状況、ファシズムが頂点に達していた状況が反映していたといえよう。

敗戦後の三年間は、公立私立学校は旧来同様に独自に入試期日を設定するようになったが、官立学校については、実施期日を三期に分け、学校種別に実施時期を指定する方式が踏

襲された。官立高校はつねに一期校、官立専門学校は二期校と三期校に分割され、高師・女高師は四七年が一期校、他の年は二期校と指定された。

戦後の国立大学の二期校制は、戦前のこうした経験に立脚してあみ出された方式であったが、戦前の高校・専門学校は一学部となったのに、私立大学と異なって大学単位で決めていた——現在もそうである——ところに運用の柔軟性を欠く原因があったといえよう。

四 共通試験の経験

(一) 試験期日、学力検査科目のみならず出題をも統一して試験をするいわゆる共通試験の方法は、現代においては公立高校の入学者選抜にひろく採用されている。この場合、はじめから志願校をきめさせて学校ごとに単独で選抜する方式を共通試験単独選抜と呼び、点数上位の合格者を成績・志望順位あるいは居住地域にしたがって配分する方式を共通試験総合選抜と呼ぶ。共通試験総合選抜方式は、その配分方式によって、成績優先、志望優先、居住地優先などの方式に分けられる。

今日の公立高校の選抜方式の大部分は、共通試験単独選抜方式である。しかし戦後初期には、小学区制と同じ効果を發揮する居住地優先による総合選抜を採用している道府県が多かった。この方式によるいわゆる学校間格差がなくなることは昨年までの京都府の例で知られている。

表 高校入学者(各部計)の志望順位(1907年) 単位:人

入学した 学 校	学 校 志 望 順 位							計
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	
一 高	357	—	—	—	—	—	—	357
二 高	105	128	—	—	—	—	—	233
三 高	198	41	—	—	—	—	—	239
四 高	99	84	38	32	—	—	—	253
五 高	121	82	40	22	26	1	—	292
六 高	89	78	38	11	8	—	—	224
七 高	42	39	25	39	18	22	75	260
計	1,011	452	141	104	52	23	75	1,858

教育目的の等しい、学校体系上同格の学校が複数あり、多数の志願者があるときに、共通試験総合選抜という考え方が生まれるのは自然であった。実際、細金恒男の研究によると、府県立の中学校が県内で複数になり始める一八九〇年代には早くもこの考え方が生まれ、一部の県で実施された例があるという。

高等教育機関——ここでは旧制の高校・専門学校を含めて——のなかでは、旧制高校がこの共通試験総合選抜を採用したことがある。というよりも、六十三年間にわたる旧制高校の入学者選抜方法の歴史は、単独選抜と総合選抜の交替の歴史であった。

(二) 一九〇一年までの高校の入学者選抜方式は、一貫して単独試験単独選抜方式であり、入試期日も学力検査科目も独自に設定された。今日でいう推薦入学の方法も各校で独自に併用されていた。

十九世紀末年になると中学校の制度が急速に整備されてくる。たとえば、中学校の卒業生は一八九四年には全国で千三百四名しかなかったが九八年には倍以上の三千四十三名になり、一九〇〇年には七千七百四十七名となり、一九〇二年には一万名を超えるに至った。これに應じて、帝国大学入学に直結する高校をめざす進学競争も激しくなってきた。こうしたなかで文部省は、一九〇二年から高校の入学者選抜を全校統一的方針のもとで実施することとした。

一九〇二年から実施されたのは、共通試験総合選抜方式で、成績を優先した志望配分である。各校入学者の学力水準が均質化したことはいままでもないが、当然に、あまり志望しなかった学校にまわされた者も続出した。一九〇七年についてみると、全員を第一志望の者で充足できたのは一高のみ、第二志望までの者で充足できたのは二高と三高だけであった。反対に、七高に至っては第一志望で入ったのは一六割、第二志望まで加えても三一割に過ぎなかった。こうした学校では学生の志気があがらないという問題が生じ、学生にはまわされたという不満が残った。この方式は六年継続したが一九〇七年で廃止された。

翌年からは共通試験単独選抜となったが、前年までの志気の不振にあえいだ七高のみは、一九〇八年から三年間、岩崎校長の英断で、入試期日を他校より一ヵ月以上早めると同時に、試験場を東京にも開設して多数の受験生から選抜することに努めた。この単独選抜の時代、各校が例年五倍弱の競争

図 旧制官立高校の入学者選抜制度の歴史

年度	事 項	学力検査 の期日	選抜制度	学力検査 の科目	備 考					
1902	八高設置	7 月 上 旬	共 通 試 験 選 抜	統 一	無試験検定入試を併用 (一高、三高は 一九一三年まで)					
03										
04										
1905										
06										
07										
08										
09										
1910						7 月 中 旬	単 独 選 抜	統 一	無試験検定入試を併用 (一高、三高は 一九一三年まで)	
11										
12										
13										
14										
1915		[高等学校令改正 {高校増設始まる 4月始期制となる	お お む ね $\frac{3}{18}$	共 通 試 験 選 抜	統 一					無試験検定入試を併用 (一高、三高は 一九一三年まで)
16										
17										
18										
19										
1920	(2班制)					お お む ね $\frac{3}{18}$	共 通 試 験 選 抜	統 一	無試験検定入試を併用 (一高、三高は 一九一三年まで)	
21										
22										
23										
24										
1925		各校独自	お お む ね $\frac{3}{17}$	単 独 選 抜	統 一					無試験検定入試を併用 (一高、三高は 一九一三年まで)
26										
27										
28										
29										
1930	敗戦					$\frac{3}{1}$ ~ $\frac{3}{2}$	単 独 選 抜	統 一	無試験検定入試を併用 (一高、三高は 一九一三年まで)	
31										
32										
33										
34										
1935		女子の入学を認める	$\frac{3}{6}$ ~ $\frac{3}{4}$	単 独 選 抜	統 一					無試験検定入試を併用 (一高、三高は 一九一三年まで)
36										
37										
38										
39										
1940	女子の入学を認める					$\frac{3}{23}$ ~ $\frac{1}{26}$	単 独 選 抜	統 一	無試験検定入試を併用 (一高、三高は 一九一三年まで)	
41										
42										
43										
44										
1945		女子の入学を認める	$\frac{3}{20}$ ~ $\frac{1}{26}$	単 独 選 抜	特 定 せ ず					無試験検定入試を併用 (一高、三高は 一九一三年まで)
46										
47										
48										

注 ①1901年以前は単独試験単独選抜制度。
 ②学力検査期日で、七高のみ、1908年(不明)、1909年($\frac{5}{20}$ ~ $\frac{5}{23}$)、
 1910年($\frac{9}{9}$ ~ $\frac{9}{9}$)。
 ③1947年、48年は口頭試問廃止。

率の折に一高だけは七倍程になったが、この三年間だけは七高の競争率も一高のそれに近いものとなった。しかし、文部省がこのような抜けがけを認めたのは、この時だけであった(中学校の学年末は三月であったから、いわゆる青田刈ではなかった)。

(三) 中学校の拡充にともなって高校志願者も年々増大した

が、高校は一九〇八年に八高が増設されたのみであったから、高校入試をめぐる競争は激化の一途をたどった。久米正雄が苛酷な受験生の生活を描いた「受験生の手記」は一九一八年に発表されたものだが、そこで描かれたのは単独選抜の時代の一高の入試であった。

文部省は一九一七年から再び共通試験総合選抜を実施した

が、結果は前と同じであった。一九一七年についてみると、全高校の一四割に過ぎない収容定員三百七十八名の一高を第一志望とした者は、四千四百三十二名、受験生の四一割に及び、他方、七高には四百三十二名（受験者の四割）、六高には五百七十四名（五・三割）程度の志望しかなかった。後発の八高には八百五十名（八割）程の第一志望があったことは、受験生の志望が学校の歴史の古さだけに左右されるのではなく、受験者を多数輩出する都会地を背景にしているかどうかにも影響されていたことを示唆している。入学者の志望順位を一九一八年についてみると、第一志望の者のみで充足し得たのは一高のみであったなど、結果は一九〇七年のデータと似たようなものであった。

一九一九年からの高等学校制度全面改正に伴って、共通試験総合選抜は廃止され、再び共通試験単独選抜の方式が採用された。この年から原敬内閣の高等教育拡充計画にそった高校増設も始まったが、中学校が増大し続けたほか、制度改革によって中学四年修了から高校受験ができるようになったため、競争はむしろ激化した。この時期の各高校の入学者も最高点、平均点、最低点を拙著『大学入試制度』（大月書店）に図表化しておいた。一高がつねに高いほかは各校に当然にばらつきがあったが、今日のようないわゆる輪切り現象はみられない。

文部省は一九二六、二七の兩年には、三たび共通試験総合

選抜を復活させた。このたびの方式は二班制と称せられたもので試験を二回実施したのだが、二六年には二回受験できたが二七年にはいずれか一方の時期に受験せねばならぬなど、小手先の改革の感は逃れなかった。

こうして一九二八年からは再び単独試験単独選抜の時代となった。

旧制高校の入学者選抜制度の歴史は、選抜方法の苦心の歴史であり、選抜方法によい方法などありやうがないことの証でさえあった。注目すべきは、旧制高校は制度としても実態としても、いわゆる「格差」のないはずの学校だったことである。こういう学校でさえも、立地条件や受験生の心理からくる点数格差はある程度は不可避であった。財政的条件をむしろ悪化させながら共通テスト導入をいう臨教審の発想は、大学間のいわゆる格差と差別の構造を拡大強化する可能性だけが大きいとみなくてはならないであろう。

（わが国では、大学入試制度をめぐる議論はやかましくあるのに、大学入学者選抜制度に関する基礎的な研究はほとんどないに等しい。そこで筆者は、さきに『大学入試制度』という小著をまとめたが、ここでは旧制高校入試の変遷に焦点を合わせて論点を整理してみた。先行研究が少ないし、入学者選抜にはいわゆる◎事項が多く、不充分さは免れなかった。叱正を得たい）

(Y. Nakai) すすむ・名古屋大学教授